

異議申立書（下水道使用7）

平成26年2月5日（水）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清一



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成26年1月6日（月）付け平成25年度下水道使用料督促状（平成25年11月分）による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成26年1月7日（火）

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

異議申立人は、貴職に対し再三にわたり、下水道使用料徴収に当たっては下水道使用者に対して平等取扱いをするべきと主張してきたが、貴職は異議申立人の主張を真摯に取り上げることなく、下水道使用料未納に対する督促状発行に関して異議申立人が不利益を受けるような不平等取扱いを依然として継続している。また、督促状を発行することなく恣意的に下水道使用料滞納金を不納欠損処分とするなど杜撰この上ない会計処理をして青森市に対して多大の損害を与えていることから、住民監査請求をして是正を求めるも、一向に改める様子が見られない。

更にまた、貴職は、下水道特会への一般会計からの繰出金について地方財政法第6条の規定により市議会の議決を要するものについても、この手続を踏まず違法な会計処理をしている。

異議申立人から貴職への下水道使用料会計処理等について質問をしても適切な教示をすることなく、かつ又、法令等の規定に従わず独善的な不平等取扱いの基づく異議申立人への督促状発行は、違法不当なものである。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。



総丁

